前文、条例骨子素案

1 前文

関市は、日本の中心に位置し、豊かな自然や清流、育まれた産業、積み重ねてきた歴史、培われてきた伝統文化など貴重な地域資源にあふれた刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人から受け継いだこのまちを次世代に引き継いでいくとともに、誰もが心豊かに安心して暮らし学ぶことができるまち、そして人の縁と地域の絆を大切にし、お互いに多様な地域性や価値観を認め支え合えるやさしいまちを自らの手で創造しなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、自ら考え、自らが決め、 責任を持って選択し行動する自主・自律の精神による協働のまちづくりを行う ことが必要です。

関市のまちづくりにとって子どもからお年寄りまですべての市民が大切であり、欠くことができない存在です。一人一人の思いや声が生かされる、市民自治が実感できるまちを目指します。

わたしたちは、地方自治の本旨にのっとり、関市の自治の理念(原則)や基本的なしくみを明らかにし、自治のさらなる進展のために、この条例を定めます。

<前文の構成及びアンケート意見>

関市の自然、歴史・伝統文化

- ・清流と緑豊かなまち
- ・山や川、田畑、清流長良川、風光明媚なまち
- ・濃尾平野の北端、長良川、津保川、板取川の流域に暮らす
- ・山や川、田畑など自然が多く、癒しがある"まち"である。
- 子どもたちが、山や田んぼの用水で昆虫や魚を求めて遊ぶ姿が好きである。
- ・豊かな緑ある山やきれいな水が流れる川に囲まれている印象がある。山の裾野

には田園風景が残り、のどかな雰囲気だけでなく、苦労されながらも農業に取り組まれてきた方々の歴史を感じる。

- ・神社仏閣が多く、歴史のあるまち
- ・関市は日本の中心に位置し、古くから東西の中心となっている。
- ・関市は城下町ではなく刀鍛冶を中心とした町人のまち、職人のまちであったように思う。江戸時代から明治にかけてある程度、町民自治が認められていたと 想像する。
- ・人口重心のまち、日本のど真ん中、日本の分岐点、国及び県の中心
- ・刀の産地、刃物のまち、日本刀のまち
- ・刃物産業、ものづくりのまち、刃物産業は国内有数の産地
- •職人気質
- ・産業は歴史ある刃物のまちをより世界に発信できるよう業界、行政が力を合わせて方向性を見出すことが急務である。関市しかできない刃物産業の育成に力を注ぐことが関市らしさになると思う。
- ・平野部と山間部の特徴あるまち(合併後に山間部と清流域が広がった)
- ・他の市町村にはない、強みを生かし切ることが今後の関市の発展のキーワード になると考えます。
- ・交通アクセスも東海環状、東海北陸道のインターが市内に3か所あり、利便性 も高くなり鵜飼等の観光も関市らしさの一つになる可能性が大きい。
- ・子どもたちが元気に遊ぶ光景
- ・農業に取り組まれてきた方々の苦労
- ・V字型・勝利の文字
- 住みやすさ、自然と都会の両方が混在する、ミディアムスローライフ
- ・合意形成が自然になされるところ
- ・ぶうめらんを肯定的なイメージで結び付ける。

先人が築いてきたまちを発展させ、次世代に引き継いでいくこと

- ・伝統を重んじながら、新しい取り組みも積極的に実施していけるような力強い まち
- ・多世代が交流できる環境、伝統やしきたり、行事を伝えていくことも必要
- ・オンリーワンという言葉を使わないで、キラキラと輝いた目をした人たちが暮らすまち
- 伝統やしきたりを大事にするまち
- 古きものを大切に維持する気持ちを育てる。
- ・日本の歴史や国の成り立ちなどを学び、これからの日本を担う子ども達に自信 と誇りを育てるまちづくり
- ・伝統文化を守り伝えていく心を育てるまち

- ・礼節、思いやりの心を大切にし、養えるまち
- ・伝統と歴史を持つ"刃物のまち"である。刀の産地として栄えた歴史的な経緯 を鑑みれば、歴史の重みを感じる。
- ・しつけや礼儀、思いやり、責任といった文化の中で培われていくものを非常に 大切にしたい。
- ・市内で育んだ知恵やモノを世界に発信できるまち
- ・未来に負の財産を持ち込まないこと
- ・刃物業界は、世界中から選んでくれるような製品を製造してほしい。
- ・世界に発信するまち(医療用のメス)
- ・地場産業の再生施策による生活の安定を図り、地域の興隆を目指す。

誰もが安心して暮らすことができる持続可能な地域社会をつくること

- ・誰もが安心・安全に暮らせる地域社会づくり
- ・共に支え合い、健康でいきいき生活できるまち
- ・東日本大震災で絆の大切さを学びました。人の心を大事にいていきたい。
- ・子ども達や高齢者、ハンディキャップを持つ人々が安心して暮らせるまちであってほしい。
- ・出会い、多文化共生、自律と協調を基本とした明るいまち
- ・未来に夢や希望がもてるまちづくり
- ・教育、特に家庭教育を含めた子どもの教育に重きを置いたまちづくり。
- 健やかな子どもが育つまち
- ・まちづくりは市民全体の幅広い意見を聞き取り、その思いを集約し地域ごとに まとめ上げ、それぞれの地区ごとに特徴を生かし、おのおのが個性ある小ブロックのまちづくりをすることが望ましい。
- ・市街地以外に暮らす人は疎外感を感じている。旧郡部と市街地の住民には温度 差がある。
- ・関市全体の自治ではなく、市街地と東西に伸びる地域ごとに住民自治を考えて はどうか。
- ・関市全体を同一条件でまちづくりすることは、財政的にも無理が生じ、時間とお金が必要となる。その土地にあったかたちにすることが、関らしさが生まれてくるような気がします。
- ・地域全体の均衡あるまちづくり対策を基本とすること。
- ・関市は「日本一しあわせなまち 関市」を目指していますが、私の幸せとは、 子ども達が関市内で住んで働きたいと思い、市外県外から戻ってくることです。
- ・保育所の充実、子育て支援活動の推進、みんなで声を掛け合うことが重要です。
- ・三世代が仲良く暮らせるまちづくり、世代交流が盛んなまち
- ・安心して産み、育てる環境の整備

- いつか帰って住みたいまち
- ・若者が住むようなまちの環境をつくることを提案します。
- ・防災に強いまち、日本国民が広域に避難しなければならなくなった際に、被災 された方を受け入れるようなまちになってほしい。
- ・愛着が持てるまち
- ・住んで楽なまち(住みやすいまち)、住む人が楽しく幸せになるまちづくり
- きらきらと輝いた目をした人たちが暮らすまち
- ・住んでいる地域によって、関市に対する思いに差があるようだ。住民全体が和 合できるような価値、共有できるような価値を創造できれば良いと思う。
- ・住民自治もそれぞれの地域にあった条例を策定しても良いのではないでしょうか。自治基本条例は関市全体を考えたものでも良いと思っていますが、細部に関しては、その地域ごとの条例をつくり、その地区・地域が活性化し、豊かな心、幸福度の高い安全性、利便性等地域の特徴を生かすことが良いかと思います。

市民がまちづくりの主体であることを自覚し、自治に参画すること

- ・住民も責務を果たす覚悟を持つ
- ・まちづくりに積極的に参加しやすい環境整備
- ・地域のことは地域で考え実行するしくみ
- ・市民も自覚を持って行政に参画していけるまちづくり
- ・自らの能力を強化・発展させる学習機会のあるまち
- ・自立と協調を基本とした明るいまちづくり対策を目指す。
- ・偉い人に陳情するのではなく市民全体で政策をつくりあげていくスタイルに改革していくべきだと思う。(待ちの姿勢から前向きの姿勢へ)
- ・役所しかできないことは、何があるのか。一般市民でもできることを役所は手を出していないか。逆に一般市民は役所にお任せ的なところもあるのではないか。住民しかできないこと、住民でもできることなど一度洗い直しを行ってみても良いのではないでしょうか。行政と市民のやるべきこと、または共同体でやるべきことの区別を明確にすることが住みやすいまちづくりの第1歩になる。
- ・権利ばかりを主張する組織もあるが、権利の根拠、つまり義務の履行担保がなければ、その権利は発生しない。(子どもの権利等)
- ・健全財政の維持
- ・ソーシャル・キャピタルへの意識改革に向けて、行政・団体・企業・学校が共に教育の場をもち、支えられ、支える社会創りを目指す。
- ・各地域の特色を活かしながら、基本の部分は行政が管理する。
- 男女共同参画社会の実現

- ・選挙の大切さが希薄である。子どもの頃から学校、家庭、地域など身近なとこ ろで学習することが大切です。女性の政治参加も増えることを望みます。
- ・雇用、年金、医療、福祉等の社会態勢を適切なものにする。
- ・子どもには子どもに理解できる説明と住民参加の方法を考える。
- ・自治体では、ある程度組織化が進んでいるため、これら既存組織を無視すくことはできない。問題はこれらの組織に関わりを持たない住民の意識をどのように変えるかである。まずは参加を奨励することが必要だ。

すべての市民がまちづくりの主役であること

- ・住民の意見が聞ける場があるまちづくり
- ・個人の思いを大事にする。
- ・個人の思いと行動力を大事にする。
- ・誰でも参加でき、利用でき、提言できる組織(しくみ)が必要である。
- ・高齢者に関することは高齢者、子どもに関することは子ども、女性に関することは女性の意見等を尊重する。当事者の意見を大切にする姿勢がほしい。
- ・既成にとらわれず、いろいろなアイデアを募って児童、若者、熟年、高齢者等 の住民参加があること。
- ・一人ひとりがアイデアを考え、地域を盛り上げていく。
- ・「出しゃばり」と思われても良いから、一歩前に出る生活をしていきたいと思 う。間違ってもいいから、自分の意見を持ち、地域の発展に少しでも貢献した いと考える。

その他

- ・前文は、市民憲章そのものではないか。
- ・まちづくり、市政の参加意識を高めたいのであれば、小学校頃から政治や選挙 についての授業を拡充すべきである。
- ・ルールの変更に透明性や十分な説明・根拠・時間が必要である。
- ・刃物のまちで有名ですが、現実は海外製品に押され回復の兆しが見えません。 しかし、企業の現社長は、かなりの人脈を持ち、多くの知識を持っています。 このようなことを活かせる機会・場が必要です。
- ・「関市らしさ」を条例の中に盛り込みたい。
- ・条例は、時代によって改革の手が加えられるような柔軟性を持つこと
- ・日本国憲法で規定される代表民主制が原則である。
- ・自治基本条例の必要性、正当性なども含めて審議会で議論するべきである。

2 総則

(1)目的

この条例は、関市のまちづくりに関する基本的な理念並びに市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、幸せなまちを協働してつくり、市民主体の自治を実現することを目的とします。

<主なワークショップの意見>

- ・市民、議会及び行政の責務と役割を明確にするため
- ・市民、議会及び行政が協力して住みよいまちを創るため
- ・市民、議会及び行政の3者でまちをつくり、市の一体化を図るため
- ・市民、議会及び行政がスクラムを組んで次の次元を目指すこと。
- ・市民、議会及び行政は対等であり、協働でまちづくりを行うためである
- ・議員と市民の関係を明確にする。
- ・地域によって異なる文化、暮らしを守ること。
- ・自立した自治体を築くことが目標である。
- ・市民の自立を促すために必要であり、特に「自律」という言葉が大切
- ・市民が能動的になるために、自覚を促すものである。
- ・自立可能な地域社会を実現すること。
- ・市民主体の自治の実現のため
- ・市民主権を明確にするため
- ・自分たちのことは自分で決める制度(地域委員会)のため
- まちづくりの実現のため
- 幸せなまちをつくるための基盤となる条例である。
- ・安心安全に暮らせるまちを実現するため

(2) 定義

- ①住民 市内に住所を有する者をいいます。
- ②市民 住民、市内で働く人及び学ぶ人並びに事業者(市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体)をいいます。
- ③行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の総称をいいます。
- ④まちづくり 住みよいまちをつくり、心豊かな人を育むために、市民、議会 及び行政が行動することをいいます。
- ⑤協働 市民、議会及び行政がお互いを尊重し、対等な関係で協力及び連携することをいいます。

<主なワークショップの意見>

市民について

- ・市民は学んでいる人、働いている人、住んでいる人、市内で活動する者、関 市に関わりがある人を含むものである。
- ・市民は広い定義でよい、郷土を愛する人がよい。
- ・市民は、外国人も包括する。
- ・住民投票と切り離して市民を規定することがよい。
- ・納税し、暮らしている人は含まなくてはいけない。
- ・市民活動団体やNPO法人は別に規定した方が良い。
- ・企業を別に規定すべきである。
- ・市民は「住民投票」との関係を考えて定義すべきである。
- ・市民に外国人は含まない。
- ・市民に関市へ通勤する人、通学する人は含まなくて良い。

まちづくりについて

・まちづくりは「人づくり」である。人を育てることが大切である。

協働について

- ・多様な人が力を合わせること。
- ・「知恵」、「活力」を互いに出し合うこと。
- ・市民、議会及び行政が認め合って、協力すること
- ・地域の発展に向けた取組を含めたらよい。

(3) 条例の位置付け

- ①市民、議会及び行政は、本条例を遵守します。
- ②議会と行政は、他の条例、規則、計画等の制定及び改正にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

<主なワークショップの意見>

- ・重要な定義であり、あいまいな表現は避けるべきである。
- ・市民、議会及び市は、自治を推進するために、本条例を誠実に遵守すべきである。
- ・まちづくりのために重要な規定である。
- ・本条例の最高規範性は憲法違反である。
- ・最高規範性は必要である。関市の条例であり、憲法とは違うものである。
- ・最高規範性という言葉は堅い。
- ・最も尊重すべき規範である。

2 基本原則

市民、事業者、議会及び行政は、次の基本原則に従い、まちづくりを推進します。

- ①市民一人ひとりの人権を尊重します。
- ②互いに情報を提供し共有します。
- ③相互の理解の基に参画し協働します。
- ④地域の自然、歴史、文化及び市民の知恵を生かします。

く主なワークショップの意見>

- ・前文で基本理念を盛り込み、条例本文は基本原則を規定したらよい。
- ・伊賀市のような「地域自治の原則」を盛り込んだらどうか。
- ・参加ではなく市民の参画を規定するのが望ましい。
- ・参画したくない人がいるので「参画」の規定には違和感がある。
- ・自治会の組織率、若者の地域活動への参加の現状を見ても、参画は不可能である。
- ・「参画」よりも「能動的」や「主体的」という言葉がよい。
- ・情報共有が重要である。市民、議会及び行政が互いに情報を届けることが大切である。市民、議会及び行政のあり方を変えるためには、情報共有が必要である。
- ・地域資源を生かすことが重要である。
- ・市民自ら働きかけることが大切であり、市民が主役のまちをつくることである。
- ・市民、議会及び行政が互いの立場を認め、尊重し合うことが必要である。・
- ・市民が主役という言葉は重いと思う。
- ・市民は何でも行政がやるという甘えがある。あえて市民が主役だと規定するのがよい。

3 市民の権利と責務等

(1) 市民の権利

- ①市民は、まちづくりに参加することができます。
- ②市民は、議会及び行政の保有する情報を知ることができます。
- ③市民は、生涯にわたり学ぶことができます。

(2) 市民の責務

市民は、まちづくりの担い手であることを自覚し、自主的、自律的な活動を行います。その活動を行うときは、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

(3) 事業者の役割

事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献します。

<主なワークショップの意見>

- ・市民は公共福祉に資する必要がある。
- 権利だけでなく市民の義務を盛り込むのがよい。
- ・学ぶ権利は重要である。教育は学校だけでなくまちづくりは人をつくることで ある。
- ・市民は「自律」が必要、行政にコントロールされないことが重要である。
- ・本条例に、市民の優位性を規定したらどうか。
- ・「義務」の表現は避けて市民の自覚を促すためには、「役割」より「責務」がよい。
- 権利=義務である。
- まちづくりに参加する権利がある。
- ・まちづくりに参加しないことも市民の権利である。
- ・市民も言動に責任を持たねばならない。
- ・市民と同様に事業者の社会的責任を規定すべきである。
- 事業者もまちづくりの一員である。
- ・市民は、事業者の役割を認識すべきである。
- ・事業者は、利益追求だけしか考えていないのではないか。
- ・事業者は利潤追求が原則だが、地域貢献が重要である。事業者の規定は必要である。

※事業者は市民に包含する方が他の規定からよいのではないか

(2)子どもの権利

- ①子どもはまちづくりに参加することができます。
- ②市民、議会及び行政は、子どもを地域社会の一員として尊重し、健全に育くむ環境を整備します。

<主なワークショップの意見>

- ・子どももまちづくりに参加できる。子どもはまちづくりを担う一員である。
- ・子どもが参加できる環境を整備することが重要である。
- ・子どもたちにまちづくりを託す。
- ・子どもが主体的にというのは厳しい。子どもは親の保護下にあるので、親の責任である。この項目は不要である。
- ・子どもの定義はどうなるのか。青年という表現もある。
- ・子どもの意見を取り入れる
- ・子どもの項目は入れた方がよい。自分たちで未来を考えることが必要である。
- ・大切な時代を担う命である。みんなで子どもの命を守り育てることが必要である。
- ・子どもは健全に育ち、学ぶ権利がある。
- ・子どもの権利は高らかにうたうことがよい。特に市民から子どもを取り出して 規定することにより、子どもを尊重していることを明確にする。
- ・自治基本条例の子ども向け解説を出すとよい。